

作品の制作・応募にあたってのQ&A集

Q1：CMに大学や団体のロゴマークを挿入することは可能か？

A1：応募者にて権利関係の確認及び手続きを行っていただければ、大学や団体のロゴマークを挿入していただいて構いません。

Q2：応募者サイドで制作することになっている、冒頭2秒（タイトル・学校名・制作者名）は審査対象外という理解でよいか？

A2：冒頭2秒（タイトル・学校名・制作者名）は審査対象外となります。

Q3：コンテスト応募作品を自身のWebサイトに掲載、または個人のオンライン等のポートフォリオ（作品集）に使用することは問題ないか？

A3：募集要項7（1）において、「作品は、オリジナルかつ「上映会・表彰式」の開催時典で未発表であること」としていることから、上映会以前にSNSやWebサイトなど、多くの人々が作品を見ることができ環境に作品を掲示することは控えてください。一方、上映会・表彰式終了後であれば、八王子のPRにつながることもなりますので、積極的に展開していただくと幸いです。

Q4：映像に他者が制作した楽曲を使用する場合の制限について知りたい。

A4：募集要項13その他注意事項を参照してください。映像に使用する楽曲について著作権の処理が必要な場合、あらかじめ応募者にて権利関係を整理していただく必要があります。

Q5：街なかで撮影した際、建物や人物の「写り込み」について、どこまで撮影許可が必要か？


A5：著作物の「写り込み」については、文化庁のホームページにて著作権との関係が例示されていますので、ご参考ください。

(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/utsurikomi.html>)。

肖像権については、デジタルアーカイブ学会の肖像権ガイドラインがございますので、ご参考ください。

([Shozokenguideline-20230424.pdf](#) (digitalarchivejapan.org))

Q6：過去に提出されたブランディングロゴ使用禁止事例になります。

事例 1		× 濃い地色の映像にブランディングロゴを重ねている
事例 2		× ロゴにエッジを付ける
事例 3		× ブランディングロゴを透過している

使用方法の詳細については、以下サイトをご参照ください。

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/003/002/p025745_d/fil/rule_book.pdf

(八王子市ホームページ)